

2023年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事録

日時：2024年1月25日(木) 午前10時から正午まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

出席者：委員8名、事務局7名・教育委員会1名、傍聴人2名、新聞社1名、委員随員2名

1. 開会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今から2023年度人にやさしい街づくり推進委員会を開催させていただきます。

議事に入る前に事務局よりご連絡申し上げます。この委員会は、人にやさしい街づくり推進委員会設置要領及び本委員会の傍聴に関する要領により公開としております。本日の傍聴は2名でございます。この際、傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

【委員の紹介・資料の確認】

【建築局技監挨拶】

【委員長の互選】

2. 議題

(1) 人にやさしい街づくりの取組について

【事務局より説明】

(委員)

適合率ですが、7割が適合しているということで、残り3割は条例等に違反しているという認識で間違いありませんでしょうか。

(事務局)

届出を出された施設の中で、条例の義務基準に適合しない施設を不適合としております。届出が出されたものに対して3割が不適合になっている状況でございます。

(委員)

適合率は本来であれば100%適合が望ましいと思うのですが、今まで様々な取組をしていただいていると思いますが、別の取組による抜本的な解決が必要だと思えます。近隣他県の状況はいかがでしょう。

(事務局)

詳しい状況は把握しておりませんが、本県と同様に罰則などを設けていない条例の性質上、適合率が低下傾向にあるとの声も聞こえてきております。

(委員)

罰則規定がないということですが、抑止力になるか分かりませんが、例えば悪質な建築主がいた場合、氏名の公表や罰則規定を設ける条例改正も必要ではないでしょうか。

(事務局)

条例の基本的な考え方として、事業者や障害者の方の自発的な理解を求めていることから、現段階で罰則規定を設けることは考えておりません。

(委員長)

適合率を上げる方法を何か考えていらっしゃいますか。

(事務局)

適合率を上げるため、出来る限りの指導・助言をしております。また、事務処理市との間で開催している施行連絡会議の中で積極的な指導・助言について協力を求めるなど、危機感やモチベーションを事務処理市とも共有しており、今後も一層努力していきます。

(委員)

不適合となっている事業者の言い分、具体的な理由を教えてください。

(事務局)

小規模建築物の場合、「限られた敷地の中ではアプローチの勾配確保が難しい。」とか、「1箇所しかないトイレに洋式便器や手すりの標識を設置する必要はない。」というような理由があります。

(委員)

こうしたことを仕方ないとしてしまうと、いつまでたっても不適合のままなので、どのようにしていくべきかを考えていく必要があると思います。

(委員)

不適合の場合に副本返却時に啓発パンフレットをお渡ししているということですが、単なる啓発だけでなく、具体的な改善案を提示して返却することはできないでしょうか。

(事務局)

整備計画の届出時にわずかな高低差については、我々から改善案を提示する場合もございます。しかしながら、届出時には既に宅盤レベルが決まっていて変更できないケースもございます。

(委員)

段階として難しい事例があることはわかりました。宅盤レベルが決定される前の早い段階で、事業者・設計者に情報共有する方法がないか検討すべき課題だと思います。

(委員長)

敷地が狭くて、道路と建物の高低差が大きいために、勾配が確保できず不適合となるケースがあると以前から聞いておりました。悪意があって対応できないのではなく、そもそも解決しにくいのだと思いますが、どのように考えていますか。

(事務局)

バリアフリーに対する社会の理解が進んでいることもあり、スロープを設けない等、まったく対応していない

事例はあまりないと理解しています。検討していただいた上でぎりぎり満たすことができず不適合となる事例が多いと理解しています。

(委員長)

そういう意味では0か100かではなくて、変な言い方ですけど、100に近いものも不適合の中に入っているということだと思いますが、引き続き事務局として努力していただくということでお願いします。

(委員)

県民への普及活動ということで、出前講座や地域セミナーという記載があるのですが、これは各市町村に連絡がいったら、市町村が応募するわけですか。

(事務局)

地域セミナーにつきましては、県が市町村に募集をかけ、車椅子体験や人にやさしい街づくりに関連する企画に関心があるNPOさんなどつながりのある市町村に応募してもらう形式となっています。

出前講座につきましては、小中学校向けの講座になっておりまして、学校関係者に募集をかけて応募していただく形式となっております。最近ではコロナの影響もあり応募が少ない状況でしたが、より多くの応募がしてもらえるよう案内方法を工夫していきたいと思っています。

県政お届け講座につきましては、大人向けの講座になっておりまして、ホームページで募集しております。もし講座をご希望でしたら、職員を派遣し、人にやさしい街づくりに関する講座を行うことも可能ですので、ぜひご応募ください。

(2) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

(事務局)

本議事の趣旨について簡単に説明させていただきます。現在、人にやさしい街づくりの条例に基づく整備計画の届出の審査は、愛知県及び事務移譲をしています名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市の6市がそれぞれの自治事務として自らの判断・権限に基づき行っています。

その審査において一部運用が異なっているものがありますので、今回、委員の皆様の御意見をいただいたうえで統一を図りたいと考えています。

① 「敷地内の通路等の段に設ける手すり」について

【事務局より説明】

(委員)

手すり設置を求める運用案でお願いしたいです。我々の団体にも歩行に困難を示す方もいらっしゃる、1段でも手すりがあればつかまって歩けるということで意見がまとまりました。

(委員)

我々はお客様の安全を第一に考えます。コストは掛かりますが、お客様の安全確保の観点から、必要ならば手すりを設けることに反対しません。

(委員)

段差が設けられている通路幅が広いケースの場合、段差の高さや段数、想定される動線によっても危険度

が変わってきます。仮に1段でも手すりを設けることが義務となると、「これにはいかないかも」と判断されるものにならざるを得ることになりかねません。人の滞在や移動方法から空間全体を考えた場合、手すりが逆に人の移動や視線を妨げるものになるなど、弊害になることがあるという懸念も視野に入れていただければと思います。

早く決めなければならない問題かもしれませんが、1段でも要不要という点において、すぐ決めるにはその影響が大きく、懸念されることだと思います。

(委員長)

委員がおっしゃったことにつきまして、運用そのものを統一する話と少し論点が違うのではないかと感じたのですが、仮に手すりをつけるとしたときに、安全のためにつけると普通は考えるけれども、別の視点からつけなくてもよいという意見とお伺いしました。

運用の仕方が違うという現状に対し、統一していくことについてはいかがでしょうか。

(委員)

運用を統一することについては賛成です。一方で、運用案ですと、どのような1段であれ、手すり設置を求めることとなるので、少し懸念しております。

(事務局)

長年、1、2段では手すり設置を求めない運用をしていた事務処理市もございしますが、事前に聞き取りしたところ、統一されれば各事務処理市も従う旨、確認しております。また、手すりが危険になる可能性も考えられますが、事業者には段差を設けなくてもよい設計や安全に配慮した上で手すりを設置いただけるよう促していきたいと考えています。

(委員長)

段差が1段あるから必ず手すりをつけなさいとなったときに、設計者の方が、だったらこれは別の方法で解決しようと、何かアイデアを促す効果もあるのではないかというそういうことですね。

統一していく方向性としては問題ないのではないのでしょうか。委員から運用案を懸念する意見が出ましたので、本意見も参考に進めていってください。

② 「整備基準の対象となるカウンター」について

【事務局より説明】

(委員)

低いカウンターは1箇所でも設置してほしいです。例えばJR名古屋駅ですが、切符を買うカウンターが全て高く、車椅子利用者は切符が見えません。また、駅員さんにカバンから障害者手帳を出してほしいのですが、カウンターの向こう側にいて駅員さんが出しづらいということがあります。ぜひ運用案でしっかりと進めてほしいと思います。

(委員長)

各委員、特に異論はないように見受けられますので、本運用案で進めていただければと思います。

(3) 人街条例のバリアフリー法に基づく委任条例化の検討状況について

【事務局より説明】

(委員)

委任条例化した場合、厳しくなるとご説明いただきましたが、厳しくなるということは、もっと言うと利用者にとって使いやすくなるということでしょうか。

(事務局)

使いやすくなる側面はあります。条例は事業者に過度な負担を掛けないよう規模に応じて、整備項目を設けておりますが、委任条例化した場合は、資料(2/3ページ)右下の図(「委任条例化で適用される整備基準のイメージ」)で示した色を着けた部分は整備項目を更に満たす必要がでてきますので、利用者にとっては使いやすくなると言えます。ただし、条例の考え方として、整備基準と負担とのバランスについて事業者の理解を得ながら考える必要があると思っています。

(委員)

エレベーターの設置基準は現条例では 1,000 m²を超えてからですが、これを委任条例化することによって極論ですが0m²からの設置基準に引き下げられるということでしょうか。

(事務局)

人街条例とバリアフリー法ではエレベーターの設置を求める基準が違います。人街条例では2階以上の床面積が 1,000 m²を超える場合に設置を求めますが、バリアフリー法では規模によらずエレベーターが移動等円滑化経路上に設けられる場合に必要となりますので0m²でも必要なケースがあります。

(委員)

人街条例が制定されたのは何年でしょうか。

(事務局)

1994年です。

(委員)

制定から 30 年程度経過しており、基準の見直しが必要だと思います。高齢化が進んでおりますし、インクルーシブ社会の実現が求められているようであれば、基準の引き上げ、そして委任条例化が必要だと考えます。

(事務局)

委任条例化の有効性も理解しており、これまでも検討を重ねてまいりました。引き続き、委任条例化した場合に期待される効果や規制範囲の拡大に伴う事業者への影響などを総合的に勘案し、現条例の基準の不適合状況の内容の把握や分析を行ったうえで、一定規模以上で委任条例化する場合など、課題の整理を行ってまいります。

(4) 県立高校のエレベーターの設置状況について

【教育委員会より説明】

(委員)

既存の校舎のエレベーター設置の計画はございますか。

(教育委員会)

既存の校舎に対するエレベーター設置の計画はございません。

(委員)

既設の校舎に対して計画的に設置しないとのことですので、意見として学校へのエレベーター設置を計画的に求めたいと思います。理由としては平成30年度人にやさしい街づくり推進委員会において、いろいろな委員から意見が出されました。その時の意見としては、

○障害者権利条約では、障害のある人もない人も平等に学べる環境を作り、そのために合理的配慮が必要であるとしています。障害者基本法でも、障害のあるなしに関わらず、同じように教育を受けられるよう配慮しなければならないとなっています。

○災害時には学校は防災拠点となり、その地域の住民が避難してきます。しかし避難所がバリアフリーになっていないため、未だに避難に支障があります。

○学校には子供だけではなく、先生にも障害のある方がおられます。そのためにも職場環境のバリアフリー化は必要不可欠なものです。

○教育の場で施設が整っていないのであれば、改善するべきだと思います。

○私は地元で子供の見守り隊をしているのでよく学校に行きますが、学校にエレベーターは一台もございません。校舎は4階建てのため、4階で会議がある場合は非常に大変です。どうやったらエレベーターを設置出来るのか考えてほしいです。

○財政的なことは大切ですが、エレベーター設置の方向性を定め、少しずつでも進めていくことは出来ると思います。

というものでした。こうした意見に基づき、県立学校においてエレベーター等の設置を計画的に行うことを求めることを意見いたします。

(教育委員会)

既設校舎へのエレベーター設置につきましては従来より意見をいただいているところです。最近のバリアフリーが推し進められている状況のなかで、検討していないというわけではございませんが、設置が進んでいる他県に聴き取りを行い参考にするなどして、検討を進めていきたいと思っております。

(委員)

高校へのエレベーター設置は長年要望させていただいておりますが、なかなか設置が進んでいない状況です。150校中9校という現状は少ないと思います。学びの場が選べないという現状は問題だと思います。知り合いにもエレベーターが高校に設置されていないため、悩んでいる学生もいます。積極的にエレベーター設置を検討いただきたいです。

(委員)

先ほどの委員の意見は大事なことだと思います。

既存校舎へのエレベーター設置も重要ですが、車椅子用トイレの設置状況も気になっております。障害のある親が学校行事への参加等で学校へ行くという機会もあると思います。車椅子用トイレの整備も併せて検討していただきたいです。

県立高校が選挙で使われることは少ないかもしれませんが、選挙の投票所となっている小中学校では、選挙の時だけ仮設のスロープを設置されているところもあり、各学校アクセスの問題を抱えていると感じています。最低でも敷地内の通路、出入口に関して、バリアがまだまだたくさんある学校が多いと思いますので、そのことも含めて対応いただきたいです。

(委員長)

委員の皆様が気にされているのは、既設校舎がほったらかしになっているのではないかとのことだと思います。先ほどもご指摘いただきましたが、エレベーターだけではなく、トイレやちょっとしたスロープなどいろいろあるのではないかと。エレベーターについては、既存校舎に設置計画がないことをお伺いしましたが、それ以外の改修状況はいかがでしょうか。

(教育委員会)

令和元年度から老朽化した県立学校の校舎等につきまして、長寿命化計画をスタートさせております。なお、長寿命化工事の際には人街条例に適合するよう改修を行っております。

多目的トイレの整備につきまして、管理棟(校長室、事務室等がある校舎)の改修の際には、多目的トイレを順次設置しております。詳細なデータは、本日、持ち合わせておりませんが、高校150校中140数校に設置している状況です。残りも順次、多目的トイレを設置していきます。

また、障害のある生徒さんが入学された際、個別に多目的トイレを設置した事例もありますので、今後も柔軟に対応していきたいと考えております。

(委員長)

このあたりは一番関心が高いと思いますので、配慮が必要な方がどれくらいいるか等調べていただいて、エレベーター、その他設備を含めて、既存校舎の改修を検討いただくようお願いしたいです。次回の推進委員会開催の際にも、議題にあげていただいてご報告いただくということはいかがでしょうか。

(教育委員会)

委員の皆様も関心をお持ちのことですので、必要とあれば対応していきたいと思います。

(5) その他

(委員)

人にやさしい街づくりとは障害者等にとって大事なテーマだと思います。

コロナで大きく変わってきていて、対面ではなくオンラインでいろいろと行われるようになりました。本会議のように対面で会議し、積み上げていくことも大事ですが、もし可能であればウェブやメール、動画配信があると事業者の説明しやすくなるので、検討していただけるとありがたいです。

3. 閉会

(委員長)

他にご質問等もないようですので、これをもちまして終了したいと思います。

事務局においては、本日出ましたご意見やご質問を踏まえ、今後の取組に反映していただき、人にやさしい街づくりの一層の推進を図っていただくようお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返します。

【事務局 住宅計画課長挨拶】

(事務局)

これをもちまして、本日の推進委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。